特記仕様書

第１条（適用）

１．　本特記仕様書は、「Ｒ８三土　小川谷川　東・昼間　樹木伐採業務」に適用するものとする。

第２条（交通管理等）

１．　受注者は、供用中の道路に係る業務の施工にあたっては、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成８年３月）等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。

なお、業務の施工に際し、交通規制が必要な場合は、関係機関と協議し所定の手続きを行うものとする。

第３条（施工管理等）

１．　受注者は、現場責任者を定め、契約後７日以内（７日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（様式第１号）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

２．　施工管理

①作業状況写真は、同一箇所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。また、積込運搬状況、処分場搬入状況を撮影すること。

②作業完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。

③運搬時においてはシート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。

④業務完了時には、出来形管理図及び数量表を提出し、監督員の検査立会を受けること。

第４条（廃棄物の処理及び処分）

１．　廃棄物の処理が発生した場合には監督員と協議し承諾を得ること。また、受注者は、廃棄物の処理及び処分にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、受注者の責任において、適正に処理及び処分を行うものとする。

第５条（竹・草木類の搬出等）

１．　竹・草木類の搬出先については、次の場所への搬出を見込んでいる。

受け入れ場所

伐木：久保衛生（Ｌ＝５．０ｋｍを見込んでいる）

徳島県三好郡東みよし町加茂５９９９―１

２．　廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。

３．　竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

第６条（発生材（ゴミ等）の搬出等）

１．　受注者は、建設副産物が搬出される場合にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書（様式３）を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

２．　発生材（ゴミ等）の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。